

全建労発第 13号
平成22年4月26日

各都道府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会
常務理事 室川正和
(公印省略)

平成22年賃金構造基本統計調査に対する協力依頼について

このたび、厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計課長より、別添のとおり、平成22年賃金構造基本統計調査に対する協力依頼がありました。

この調査は、労働者の賃金等の実態を明らかにすることを目的として実施されるもので、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、貴重な資料となっております。

つきましては、本調査の趣旨をご理解いただき、広報誌等を通じて、貴協会傘下会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、エクセル形式及びPDF形式の調査票様式は厚生労働省ホームページにて掲載されています。

(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/index.html>)

また、ご不明な点につきましては、都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

以上

統賃発 0420 第 1 号
平成 22 年 4 月 20 日

(社) 全国建設業協会
常務理事 室川 正和 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部
賃金福祉統計課長

平成 22 年賃金構造基本統計調査の実施についての
協力依頼について

厚生労働省において実施しております賃金構造基本統計調査につきましては、
例年、特段の御配慮、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、我が国の労働者の賃金等の実態を明らかにすることを目的として昭和 23 年より毎年実施しており、民営及び公営の事業所のうち、一定の方法により抽出した事業所を調査の対象としております。

調査結果につきましては、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、各種の政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしております。国の実施する最も重要な統計の一つとして、統計法に基づく「基幹統計」に指定されております。

本年も、別添 1 「調査要綱」及び別添 2 「調査票」に基づき、平成 22 年 6 月分の賃金等について調査することとしております。

つきましては、貴団体傘下企業に係る調査の対象となりました事業所における円滑な調査実施に格別のご配慮をお願い申し上げます。

また、貴団体の広報誌等で広報文の掲載をお願いできましたら、参考までに原稿を用意いたしましたのでよろしくお取り計らいくださいますよう併せてお願い申し上げます。

「賃金構造基本統計調査」にご協力ください。

厚生労働省

厚生労働省では、「平成22年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に7月に実施します。

この調査は昭和23年より毎年実施され、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的としており、国の実施する最も重要な統計の一つとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されています。

この調査は、主要産業に属する事業所のうち、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所、及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所を調査の対象としております。

調査の結果は、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしております。

調査の実施にあたっては、都道府県労働局、労働基準監督署から事業主の皆様に調査をお願いすることとなりますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

謹 啓

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

厚生労働省が実施しております調査につきましては、かねてから格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、昭和23年以降、毎年、賃金構造基本統計調査を実施しているところです。この調査は、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、性、学歴、年齢、勤続年数、経験年数等別に把握できる唯一の調査です。調査の結果は、民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されているほか、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定、最低賃金の決定、労災保険法の年金給付基礎日額の最低及び最高限度額の算定等に必須のものとなっております。

ところでこの調査は、常用労働者5人以上を雇用する事業所のうち、統計理論に基づいて選定された事業所を調査対象としており、このたび貴事業所に調査をお願いすることになりました。

この調査は、最も重要な統計の一つとして、調査対象に選定された事業所の皆様方に法律（統計法）上調査票の提出が義務づけられている「基幹統計」に指定されています。

つきましては、御多用中誠に恐縮でございますが、この調査の趣旨、重要性を御理解いただき、調査に御協力くださいますようお願い申し上げます。

調査票の作成に当たっては、共にお渡ししております「調査票記入要領」を参照の上、御記入ください。

また、御提出いただいた調査票は、統計調査のためにのみ使用され、徴税や労働基準監督など統計以外に使用することは絶対にありませんので、真実をありのまま記入してくださいますようお願い申し上げます。

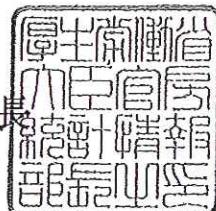
なお、昨年の調査結果の一部を「平成21年賃金構造基本統計調査の結果(抜粋)」としてまとめましたので、貴事業所における賃金管理等の参考として御利用ください。

敬 具

平成22年6月

事 業 主 各 位

厚生労働省大臣官房統計情報部長



1 目的

賃金構造基本統計調査（以下「調査」という。）は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする。

2 範囲

調査の範囲は、次のとおりとする。

(1) 地域

日本国全域とする。ただし、別表1に掲げる地域を除く。

(2) 産業

次に掲げる産業（日本標準産業分類による。）とする。

ア 鉱業、採石業、砂利採取業

イ 建設業

ウ 製造業

エ 電気・ガス・熱供給・水道業

オ 情報通信業

カ 運輸業、郵便業

キ 卸売業、小売業

ク 金融業、保険業

ケ 不動産業、物品賃貸業

コ 学術研究、専門・技術サービス業

サ 宿泊業、飲食サービス業

シ 生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）

ス 教育、学習支援業

セ 医療、福祉

ソ 複合サービス事業

タ サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）

(3) 事業所

(2)に掲げる産業に属する事業所であって、次に掲げるもののうち、一定の方法により抽出された事業所とする。

ア 常用労働者10人以上を雇用する事業所（民営の事業所及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第3号に規定する特定独立行政法人等又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第3号に規定する地方公営企業等に係る事業所に限る。）

イ 常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所（民営の事業所であって、常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。）

(4) 労働者

(3)の事業所に雇用される労働者（船員法（昭和22年法律第100号）第1条の規定による船員を除く。）

のうち、一定の方法により抽出された労働者とする。

3 事項

調査は、次に掲げる事項について行う。

(1) 事業所に関する事項

- ア 事業所の名称及び所在地
- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ウ 事業所の雇用形態別労働者数
- エ 企業全体の常用労働者数
- オ 新規学卒者の初任給額及び採用人員（民営の事業所に限る。）

(2) 労働者に関する事項

- ア 労働者の番号又は氏名
- イ 性
- ウ 労働者の種類（鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業及び港湾運送業に属する事業所であって、常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- エ 雇用形態
- オ 就業形態（常用労働者に限る。）
- カ 最終学歴（短時間労働者以外の常用労働者に限る。）
- キ 年齢
- ク 勤続年数（常用労働者に限る。）
- ケ 役職又は職種（役職については、常用労働者100人以上を雇用する企業に雇用される常用労働者であって、別表2の(1)に掲げる役職のものに限る。職種については、別表2の(1)に掲げる職種の労働者に限る。）
- コ 経験年数（別表2の(2)に掲げる職種の常用労働者に限る。）
- サ 実労働日数
- シ 所定内実労働時間数
- ス 超過実労働時間数
- セ きまって支給する現金給与額
- ソ 超過労働給与額
- タ 通勤手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品販賣業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- チ 精皆勤手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品販賣業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- ツ 家族手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品販賣業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、

のうちそれぞれ1部を保管し、事業所票の2部及び個人票の1部を調査を実施する年の8月20日までに厚生労働大臣に提出する。

(4) 立入検査

この調査に従事する職員及び統計調査員は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、調査のため、必要な場所に立ち入り、調査事項について帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 集計事項

集計事項は、次のとおりとする。

(1) 全国に関する事項

① 常用労働者に関する事項

ア 一般労働者（短時間労働者を除いたもの）に関する事項

(ア) (年齢階級別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(イ) (年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ウ) (年齢階級別所定内給与額分布)

産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

(エ) (標準労働者の学歴、年齢各歳別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、労働者の種類、学歴、年齢各歳別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び標準労働者数（常用労働者5人以上9人以下の企業に係る集計は除く。）

(オ) (標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布)

産業、企業規模、性、労働者の種類、学歴、特定年齢別標準労働者数及び分布特性値

(カ) (役職、年齢階級別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、学歴、役職、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(キ) (役職、年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額等)

企業規模、性、学歴、役職、年齢階級、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ク) (役職別所定内給与額分布)

産業、企業規模、役職、性、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であつて、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）

テ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額（常用労働者に限る。）

4 期日

(1) 調査は、毎年7月1日から7月31日まで実施する。

(2) 調査は、6月30日現在（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日現在）の状況について行う。

ただし、3に掲げる事項のうち、(1)のオ 新規学卒者の初任給額、(2)のサ 実労働日数、シ 所定内実労働時間数、ス 超過実労働時間数、セ きまつて支給する現金給与額、ソ 超過労働給与額、タ 通勤手当、チ 精皆勤手当及びツ 家族手当については、6月1日から6月30日までの期間（給与締切日の定めがある場合には6月の最終の給与締切日以前1箇月間）、テ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額については、調査を実施する年の前年の1月1日から12月31日までの期間（調査を実施する年の前年の1月2日以降において雇用された調査労働者のうち、7月1日以前に雇用されたものについては、雇用の日から1年間、7月2日以降に雇用されたものについては、雇用の日から調査を実施する年の6月30日までの期間）の状況について行う。

5 方法

(1) 調査機関

ア 調査実施者

(7) 厚生労働大臣は、調査事業所の事業主に対する必要な指導、調査票の配付その他調査の実施に伴う事務の一部を都道府県労働局長に行わせる。

(イ) 都道府県労働局長は、(7)の事務の一部を行うとともに労働基準監督署長にその一部を行わせる。

(ウ) 労働基準監督署長は、(イ)の事務の一部を行う。

イ 調査従事者

(7) 調査には、都道府県労働局及び労働基準監督署の職員が従事する。

(イ) 調査の事務に従事させるため、統計調査員をおく。

　a 統計調査員は、都道府県労働局長が任命する。

　b 統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて調査票の配付、調査票の取りまとめその他調査の実施に伴う事務に従事する。

(2) 調査票の様式

調査は、3の(1)に掲げる事業所に関する事項を調査する事業所票（様式第1号）及び3の(2)に掲げる労働者に関する事項を調査する個人票（様式第2号）により行う。

(3) 調査票の作成及び提出

調査は、実地自計の方法により行う。

ア 都道府県労働局長は、調査事業所の事業主に対して(2)の調査票を配付する。

イ 調査票の配付を受けた事業主は、3に掲げる事項をその調査票に記入し、事業所票を3部、個人票を2部、調査を実施する年の7月31日までに都道府県労働局長に提出する。

ウ 都道府県労働局長は、イにより提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、事業所票及び個人票

(2) 都道府県に関する事項

○ 常用労働者に関する事項

ア 一般労働者に関する事項

(ア) (年齢階級別所定内給与額等)

地域、産業、企業規模、性、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(イ) (職種別所定内給与額等)

地域、職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ウ) (初任給額等)

地域、産業、性、学歴別初任給額

イ 短時間労働者に関する事項

(ア) (短時間労働者の1時間当たり所定内給与額等)

地域、産業、企業規模、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

7 集計の方法

- (1) 調査票のうち事業所票の審査は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行う。
- (2) 厚生労働大臣は、調査票のうち個人票の審査及び調査事項の集計を独立行政法人統計センターに委託する。
- (3) 厚生労働大臣は、別紙により打鍵作業を他の者に委託して行わせることができる。

8 結果の公表の方法及び期日

厚生労働大臣は、調査の結果について、集計が完了次第、報告書を作成して公表する。

9 関係書類の保存期間及び保存責任者

- (1) 厚生労働大臣は、5の(1)により提出された調査票を調査を実施した年の6月30日から2年間保存し、これに基づいて作成した結果原表を永久に保存する。
- (2) 都道府県労働局長は、5の(3)により保管する調査票を調査を実施した年の6月30日から1年間保存する。

(イ) (職種、年齢階級別所定内給与額等)

企業規模、職種、性、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ロ) (職種、年齢階級、経験年数階級別所定内給与額等)

職種、性、年齢階級、経験年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ハ) (職種別所定内給与額分布)

職種、性、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

(ソ) (初任給額等)

産業、企業規模、性、学歴別初任給額及び新規学卒労働者数

(タ) (初任給額の分布)

産業、企業規模、性、学歴、初任給額階級別新規学卒労働者数及び分布特性値

イ 短時間労働者に関する事項

(ア) (短時間労働者の年齢階級別1時間当たり所定内給与額等)

産業、企業規模、性、雇用形態、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

(イ) (短時間労働者の年齢階級、勤続年数階級別1時間当たり所定内給与額等)

産業、企業規模、性、雇用形態、年齢階級、勤続年数階級別平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

(ウ) (短時間労働者の1時間当たり所定内給与額分布)

産業、企業規模、性、雇用形態、1時間当たり所定内給与額階級別短時間労働者数及び分布特性値

(エ) (短時間労働者の職種別1時間当たり所定内給与額等)

職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

② 臨時労働者に関する事項

(ア) (臨時労働者の年齢階級別1時間当たりきまって支給する現金給与額等)

産業、企業規模、性、年齢階級別平均年齢、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たりきまって支給する現金給与額及び臨時労働者数

(イ) (臨時労働者の1時間当たりきまって支給する現金給与額分布)

産業、企業規模、性、1時間当たりきまって支給する現金給与額階級別臨時労働者数及び分布特性値

(エ) (臨時労働者の職種別1時間当たりきまって支給する現金給与額)

職種、性別平均年齢、平均月間実労働日数、平均1時間当たりきまって支給する現金給与額及び臨時労働者数

別 紙 打鍵作業の委託について

厚生労働大臣は、打鍵作業を他の者に委託して行わせる際に、受託者に秘密保持を厳守させるため、次の措置をとるものとする。

- (1) 契約書に秘密保持に関する規定を設けること。
- (2) 受託者からの誓約書の徴収その他調査票の秘密保持のため必要と認める措置をとること。

し



労働統計調査
厚生労働省

この調査票に記入された半額の については、該社以外の自負 に貢献したり、他に貢献したり することはありません。	
--	--

(1) 事業所の名称 及び所在地	都道府県 番号	事業所一連番号	産業分類番号
(2) 主要な生産品の内容	記入担当者名		
(3) 事業所の雇用形態別労働者数			

区分	常用労働者数	抽出率	抽出労働者数
常雇労働者	正社員・正職員 契約社員として、 正社員として する者	人	
常雇労働者	・期間を定めずにつづりつづけられて いる労働者	人	
のほか、 及び	・1か月を超える期間を定 めて就労している労働者	人	
日々又は1か月以内の 期間を定期的に行な れる労働者のうち、4月 及び5月に、それぞれ 18日以上が事業所に 就労されたもの を含みます。	正社員・正職員 以外 常用労働者のうち 「正社員」 以外の者	人	
常雇労働者合計			

事業所調査票

(平成22年6月分)

記入上の注意

- 6月30日現在(除く算定期日の延長がある場合は、6月における最終の結果を算定期日現在)
又は6月1日から6月30日までの状況について記入してください。
- 会員登録の記入に当たっては、「請款既正へ要領」をよくお読みください。
- 調査票が提出又は提出ボーナスで誤入力してしまった場合は、該する番号を1つだけ○で囲んでください。
- 調査票が提出又は提出ボーナスのあるものは、該する番号を1つだけ○で囲んでください。
- ※印押印は記入しないでください。

② 事業所の臨時労働者数

区分	分	臨時労働者数	抽出率	抽出労働者数
常雇労働者	常雇労働者に該当しない労働者 〔よく又はかかる月以内の期間を定めずにつづりつづけられている 労働者のうち、4月又は5月に提出登録されたもの〕	人	1	人

- (4) 企業全体の常用労働者数(会員登録が該する企業全体(本社、支社、工場、営業部等)の常用労働者の総数をいいます。)

区分	1	2	3	4	5	6	7	8
5,000人以上	1,000人~4,999人	500人~999人	300人~499人	100人~299人	30人~99人	10人~29人	5人~9人	

(5) 新規卒業者の初任給額及び採用人員(民営の事業所のみ記入してください。)

① 貿易業における新規卒業者の初任給額及び採用人員

区分	男	女
高校卒業	人	人
専修・短大卒	人	人
大学卒業系	人	人
大学卒業技術系	人	人
大学修了	人	人

② ①の初任給額の確定状況

- 本年度の初任給額として確定したものである。
- ベース・アップが決まっていない等のため
確定していないものである。

摘要

※ 勤務年数	※ 勤務年数
人	人

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行なう調査です。
この調査の対象となる事業所の方々には義務的義務があり、調査の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要な場合には、資料の提出の求めや調査者の方々への質問を行うことがあります。
この調査の実施に当たっては、特に必要な場合は、資料の提出の求めや調査者の方々への質問を行うことがあります。

本管 A

- 新規卒業者は、原則として本年3月に学生教育行修校、研修・実習、大学院修士課程を終了した者を該当者としています。ただし、大学院修業者及び附属施設の卒業者、看護学校修業者、幼稚園教員等の本業者は除きます。
- 初任給額は、新規卒業者につれて、所定内給が最も適切手当をいたし、各学年、各学科等の内給額を定めて文部省が定めた額をもとに算出する(即刻外手当、賃宿手当、伙食手当等)です。また、賞与は含まれません。
- 採用人員は、通常勤務の端家は、四四五八としてください。

- 採用人員のうち、本管等で一括採用して支社等に配属した場合の人員は、尾張先の支社等に含め、本管等から除きます。